

平成二十年四月十一日受領
答弁第二四七号

内閣衆質一六九第二四七号

平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「費用額及び費用の負担先等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、平成十五年度から平成十九年度までの各年度における財団法人公共用地補償機構（以下「機構」という。）の職員旅行（以下「職員旅行」という。）の費用総額及び費用総額のうち職員が負担した額（以下「職員の負担額」という。）について、機構から聴取して、把握しているところである。平成十五年度の費用総額は三百九十八万四千六百十五円、職員の負担額は三十二万四千元、平成十六年度の費用総額は四百三十八万六千五百五十五円、職員の負担額は三十二万円、平成十七年度の費用総額は四百六十四万四千三百五十五円、職員の負担額は零円、平成十八年度の費用総額は四百二十万六千五百九十円、職員の負担額は十万四千五百円、平成十九年度の費用総額は四百三十六万八千二百八十一円、職員の負担額は三万円である。

二について

国土交通省としては、機構は今年度以降の職員旅行を取りやめることとなったと承知している。

三について

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五七号）十三及び二十についてでお答えしたとおり、国土交通省としては、旅行費用についても、福利厚生事業として行われるとしても、社会的な常識にかなうような自己負担は必要であったと考えているところであり、このような考えを機構に対して伝えたいところ、機構の役員及び管理職もこの考え方に賛同し、直近五年間における職員旅行の費用総額約二千万円の半額を、自主的に返還することとなったと承知している。

返還する金額に関する国土交通省としての考え方については、国土交通省に設置した「道路関係業務の執行のあり方改革本部」において、外部有識者の意見をもとに検討を行っているところである。

四について

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（松本剛明君外四十五名提出、平成十八年衆予調第二号）において国家公務員の再就職者がいると判明した法人のうち、平成十八年度において、道路整備特別会計から一件当たり五百万円以上の業務等の費用を支出した

ことがある国土交通省所管の公益法人（五十法人）について、平成十五年度から平成十九年度までの職員による旅行に対する支出の状況を調査したところ、三十三法人において支出の実績があった。